

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 189 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 189 回金融商品専門委員会（2022 年 10 月 20 日開催）で検討をお願いした、信用リスクを見積る期間（予想存続期間が 1 年未満の扱い）及びマネジメント・オーバーレイについて聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （信用リスクを見積る期間（予想存続期間が 1 年未満の扱い）に関する意見）

2. 我が国の銀行は、PD 等のデータは 1 年単位を最小単位として保持していること、短期貸出をロールオーバーして融資する実態があること、また、1 年未満の場合に見積期間を 1 年として引当金を計上した方が引当の十分性の観点から望ましいケースもあることから、オプションを認めるという事務局案に賛成する。
3. 事務局案に賛成する。1 年未満の取扱いは重要性の原則の範囲内で対応可能なところもあるとは思われるが、オプションとして明示した方が実務上も対応しやすいと考える。
4. 事務局案に違和感はない。ただし、基準上の整理の仕方としては、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の原則に対する例外としてではなく、信用リスクの見積りにはある程度幅があり、見積りの範疇として整理することが実務上は望ましいと考える。
5. 事務局案に異論はない。ただし、企業間の比較可能性を確保する観点から、1 年未満のオプションを認めた経緯を結論の背景などで丁寧に説明したうえで、今後、開示を議論する際にオプションを適用した場合にその旨の注記を求めるかどうか検討する必要がある。

### （マネジメント・オーバーレイに関する意見）

6. 事務局案に賛成する。IFRS 第 9 号の定めからマネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることが読み取れる以上、日本基準に特段の記載を行うことは望ましくないと考える。

7. 事務局案に賛成する。IFRS 第9号は定量モデルの適用を強制していないため、定量モデルの結果への調整であるマネジメント・オーバーレイを取り上げて会計基準に記載することには違和感がある。
8. マネジメント・オーバーレイを行うこと自体は認められる状況において、見積りに恣意性が介入する可能性を排除するため、マネジメント・オーバーレイに係る経営者の判断等について注記を義務付けることが望ましいと考える。
9. マネジメント・オーバーレイは定量モデルに織り込めなかった将来予測を補完するものであり、会計基準においてマネジメント・オーバーレイを記載することには違和感がある。注記に関しては、日本基準における会計上の見積りの開示に関する会計基準への対応として記載するのが適当と考える。
10. 会計基準に取り込まないことに賛同する一方、教育的文書等においてマネジメント・オーバーレイに関する欧州における事例を紹介することは、実務上有用と考える。
11. 事務局案の方針に賛成する。なお、利用者の観点からは、マネジメント・オーバーレイがどのように財務諸表の数値の変化に繋がったか丁寧に開示することが必要と考える。作成者の負担は重くなると考えるが、現在の海外の開示例を見てもこの点は不十分と認識しており、日本基準においては今後の開示に関する検討の中で工夫が必要と考える。

以 上